

○朝日村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

令和2年3月18日告示第14号

朝日村結婚新生活支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活を経済的に支援することで、地域における少子化対策に資することを目的として、新規に婚姻した世帯に対し住居費、引越費用及びリフォーム費用の一部を予算の範囲内で補助するものとし、その補助について、朝日村補助金交付規則（昭和39年規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 婚姻を機に新規に住宅を購入又は賃貸する際に要した費用のうち、住宅の購入費、賃貸料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃貸料について勤務先から住宅手当が支給されているときは、住宅手当分に相当する費用を除く。
- (3) 引越費用 引越し業者又は運送業者への支払いその他の引越しに係る実費をいう。
- (4) リフォーム費用 施工業者への支払い、その他リフォームに係る実費をいう。
- (5) 貸与型奨学金 公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 新婚世帯の所得（所得証明書等をもとに、申請年度前年分の夫婦の所得を合算した金額（婚姻を機に夫婦の双方又はいずれか一方が離職又は転職した場合にあっては、当該者についての所得をなしとして算出した金額）をいう。以下同じ。）が400万円未満であること。ただし、貸与型奨学金の返済を現に行っている場合にあっては、新婚世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額が400万円未満であること。
- (2) 対象となる住居が朝日村内にあり、かつ、申請時に夫婦双方又は一方の住民票の住所が当該住居の所在地となっていること。

- (3) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (4) 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (5) 過去に本要綱及び本要綱に類する他自治体要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 同一世帯に属する者全員が村税等村に対する支払義務のある全てに滞納がないこと及び、前住所地の市町村民税に滞納がないこと。
- (7) その他国の地域少子化対策重点推進交付金実施要領等に適合すること。
(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費と引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、一世帯あたり30万円を限度とする。

2 補助金の交付の対象となる経費は、令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に要した住居費、引越費用及びリフォーム費用とする。ただし、住居費及びリフォーム費用については、婚姻日から1年以内に契約したものも対象とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日に属する月までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、朝日村結婚新生活支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添えて、村長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 所得証明書等、所得を証明する書類
- (3) 納税証明書（申請日の属する年の1月1日現在において本村に住所がない者は、前住所地での納税証明書）
- (4) 離職票（婚姻を機に離職した場合）
- (5) 無職・無収入申立書兼誓約書（様式第2号）（婚姻を機に離職した場合）
- (6) 貸与型奨学金の返済を確認できる書類（貸与型奨学金を返済した場合）
- (7) 物件の売買契約書及び領収書の写し（住居費における購入の場合）
- (8) 物件の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (9) 住宅手当支給証明書（様式第3号）（住居費における賃貸借の場合）
- (10) 引越しに係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (11) リフォームに係る領収書の写し（リフォーム費用の場合）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、

補助することが適当であると認めるときは、朝日村結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書（様式第4号。以下「決定通知書」という。）により申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による交付申請は、当該年度4月1日から翌年3月31日までの間に行わなければならない。

4 第3条第5号の規定にかかわらず、当該年度に交付を受けた補助金の額が補助上限額に達していない者は翌年度まで継続して交付申請できるものとする。ただし、翌年度に継続して交付申請する場合は、前年度の補助対象経費の費目及び補助上限額を適用し、前年度の補助上限額から前年度に交付を受けた補助金の額を差し引いた額を補助金の額とする。

（変更及び承認）

第6条 前条第2項及び同条4項により補助金の交付決定を受けた申請者は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに朝日村結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書（様式第5号）に、前条第1項に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて村長に提出し、承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、朝日村結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書（様式第6号）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 補助対象者は、第5条第2項又は前条第2項の通知書を受けたのち、対象経費の補助金額が確定した場合は、朝日村結婚新生活支援事業費補助金交付請求書（様式第7号）を村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、内容を確認し、速やかに確定払いにより補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し）

第8条 村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の取消しを行うことができる。

（1）虚偽の申請をし、不当に利用したと認められるとき。

（2）その他利用に関し、不正の行為があったと認められるとき。

（3）前各号に規定するもののほか、この要綱等に違反する行為があったとき。

2 村長は、前項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を取り消したときは、申請者に対し、当該金額の返還を命ずることができる。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

朝日村長 宛て

住 所
申請者 氏 名
電話番号

朝日村結婚新生活支援事業費補助金交付申請書

朝日村結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 婚姻届提出日	年 月 日	2 婚姻後の本籍地		
3 新居に住民票をおいた日	(夫) 年 月 日 (妻) 年 月 日			
4 所得 ※貸与型奨学金を返済した場合はその金額を控除後	(夫) 円 (妻) 円 (合計) 円			
5 事業内訳 ※補助申請する項目に記入してください。 ※支払済の経費に限ります。	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日	
		家賃 ※住宅手当・・・事業主が従業員に対し支給又は負担する住宅に関する手当等	(家賃月額 _____ 円 -住宅手当月額 _____ 円) ×支払済家賃 _____ か月 (_____ 年 月 ~ _____ 年 月) = _____ 円	
		敷金	円	
		礼金	円	
		共益費	円	
		仲介手数料	円	
		その他	() 円	
		小計 (A)	円	
		住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
			契約金額 (B)	円
引越し	引越しを行った日	年 月 日		
	費用 (C)	円		
リフォーム	契約締結年月日			
	契約金額 (D)	円		
合計 (E) (A+B+C+D)		円		

6 補助申請額 ※(E)と30万円を比較し、低い方を記入		円
7 同意及び確認 ※該当する項目にはし点、該当しない項目には×を記入	申請者	<input type="checkbox"/> 私は、村がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、村が私の戸籍（婚姻届を含む）、住民票、所得及び村税の納付状況について関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、村税の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 <div style="text-align: right;">申請者氏名 印（旧姓）</div>
	配偶者	<input type="checkbox"/> 私は、村がこの補助金申請の事務処理に必要な範囲において、村が私の戸籍（婚姻届を含む）、住民票、所得及び村税の納付状況について関係各課に照会することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、他の公的制度による家賃補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、過去にこの制度に基づく補助を受けていません。 <input type="checkbox"/> 私は、村税の未納はありません。 <input type="checkbox"/> 私は、申請者が私にかかる補助対象経費を含めて補助申請し、申請者が補助金を受領することに同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、勤務先から住宅手当を受給していません。 <div style="text-align: right;">配偶者氏名 印（旧姓）</div>
8 添付書類		<input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 所得証明書 <input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金を返済した場合】返済したことがわかるもの <input type="checkbox"/> 【結婚を機に転職・離職した場合】転職・離職した翌月の給与明細書、離職票 <input type="checkbox"/> 【住居費(賃貸)の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【住居費(賃貸)の場合】住宅手当支給証明書（給与所得者全員分） <input type="checkbox"/> 【住居費(購入)の場合】売買契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> 【引越しの場合】引越費用に係る領収書の写し <input type="checkbox"/> 【リフォームの場合】工事請負契約書及び領収書の写し <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第2号（第5条関係）

無職・無収入申立書兼誓約書

年 月 日

朝日村長 様

申立人 住 所
氏 名 印
電話番号

朝日村結婚新生活支援事業費補助金の申請に当たり、次のとおり無職・無収入であることを申し立てます。また、本申立書に記載した内容に相違ないことを誓約します。

1 無職・無収入になった時期	年 月 日
2 理 由	

※注意事項

専業主婦等で、所得証明書等により無収入であることが確認できる場合は、本書類の提出は必要ありません。

様式第3号（第5条関係）

年 月 日

朝日村長 様

給与等の支払者
所在地
名称
氏名
電話番号

印

住宅手当支給証明書

下記の者の住宅手当支給状況を次のとおり証明します。

記

1 対象者

住所	
氏名	

2 住宅手当支給状況

年 月現在
住宅手当 月額 円

注意事項

- 1 住宅手当とは、住宅に関して事業主が従業員に対し支給又は負担する全ての手当等の月額です。
- 2 直近の住宅手当月額を記入してください。
- 3 法人の場合は社印を、個人事業主の場合は代表者印を押印してください。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

朝日村結婚新生活支援事業費補助金交付決定通知書

様

朝日村長



____年____月____日付け申請のあった朝日村結婚新生活支援事業費補助金として、
下記のとおり交付を決定したので通知いたします。

記

金 _____ 円

様式第5号（第6条関係）

様式第5号（第6条関係）

年 月 日

朝日村結婚新生活支援事業費補助金変更交付申請書

朝日村長 宛て

住 所
申請者 氏 名
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた朝日村結婚新生活支援事業費について、申請事項を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 変更内容			
事業内訳の変更	住居費 (賃貸)	契約締結年月日	年 月 日
		家賃 ※ 事業主が従業員に対し支給又は負担する住宅に関する手当等	(家賃月額 _____ 円 - 住宅手当※ 月額 _____ 円) × 支払済家賃 _____ か月 (_____ 年 月 ~ _____ 年 月) = _____ 円
		敷金	_____ 円
		礼金	_____ 円
		共益費	_____ 円
		仲介手数料	_____ 円
		その他	(_____) _____ 円
	小計 (A)		_____ 円
	住居費 (購入)	契約締結年月日	年 月 日
		契約金額 (B)	_____ 円
	引越し	引越しを行った日	年 月 日
		費用 (C)	_____ 円
リフォーム	契約年月日	年 月 日	
	契約金額 (D)	_____ 円	
合計 (E) (A+B+C+D)		_____ 円	
補助申請額の変更 ※ (E)と30万円を比較し、低い方を記入		_____ 円	

その他の変更	
<p>2 添付書類</p> <p>※変更内容が確認できる書類を添付してください。</p>	<p><input type="checkbox"/> 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本</p> <p><input type="checkbox"/> 所得証明書</p> <p><input type="checkbox"/> 【貸与型奨学金を平成27年中に返済した場合】返済したことがわかるもの</p> <p><input type="checkbox"/> 【結婚を機に転職・離職した場合】転職・離職した翌月の給与明細書、離職票</p> <p><input type="checkbox"/> 【住居費(賃貸)の場合】賃貸借契約書及び領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【住居費(賃貸)の場合】住宅手当支給証明書(給与所得者全員分)</p> <p><input type="checkbox"/> 【住居費(購入)の場合】売買契約書及び領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【引越しの場合】引越費用に係る領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> 【リフォームの場合】工事請負契約書及び領収書の写し</p> <p><input type="checkbox"/> その他()</p>

様式第6号(第6条関係)

第 号
年 月 日

朝日村結婚新生活支援事業費補助金変更交付決定通知書

様

朝日村長



___年___月___日付け変更申請のあった朝日村結婚新生活支援事業費補助金として、下記のとおり交付を決定したので通知いたします。

記

金 _____ 円

様式第7号（第7条関係）

結婚新生活支援事業費補助金請求書

年 月 日

朝日村長 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった、朝日村結婚新生活支援事業費補助金について、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先	銀行名	銀行・信金 組合・農協他	支店名	本店・支店			
	預金種目	普通・当座・その他（ ）					
	口座番号						
	口座名義	(フリガナ)					